

保護者の皆様へ

さかえ幼稚園 保健室

新型コロナウイルス感染症の対応方針のお知らせ

日頃よりさかえ幼稚園の感染予防対策にご理解ご協力いただきありがとうございます。

9月21日のメールでもお伝えしましたが、陽性者の療養期間について羽村市より「コロナ禍における保育施設利用ガイドライン（第6版）」で通達を受けましたので改定を行いました。赤字部分が前回より変更があった内容です。改めて配布させていただきます。

今後も感染状況や国の方針に変更があった場合は内容に変更が生じることがありますのでご了承ください。

園児の状況		登園可否	自宅待機期間	再登園報告書の要否
園児が感染したとき	有症状	×	発症日を0日として7日間（7日間が経過し、かつ症状が軽快して24時間経過している場合8日目から登園可） *注1	要
	無症状	×	検査日を0日として7日間	
家族が感染したとき (園児は濃厚接触者)		×	感染者と最終接触日の翌日から5日間 *注2	要
園児が濃厚接触者となったとき (知人が感染)		×	感染者と最終接触日の翌日から5日間 *注3	要
家族が濃厚接触者になったとき		×	家族の自宅待機が明けるまで *注4	不要
兄弟が学級閉鎖や学年閉鎖になったとき	兄弟が濃厚接触者に該当する	×	閉鎖期間が明けるまで	不要
	兄弟は濃厚接触者に該当しない	○	体調観察に気を付けてください	不要
園児に体調不良があるとき		×	発熱・嘔吐・下痢：症状が治まってから24時間が経過するまで 咳・鼻水：日常生活に支障がなくなるまで *注5	不要
家族に体調不良者がいるとき		×	同上	不要

- *注1：「しっかりとマスク着用など感染予防対策がとれるであろう」ことが前提の日数です。乳児など自分で感染予防対策が取れない子どもの場合は日数が変わってきます。症状の有無に関わらず10日間が経過するまでは感染リスクが残存します。健康状態の確認やマスク着用など感染予防対策をお願いします。
- *注2：家族全員マスク着用や感染者の隔離などの感染対策をしなかった場合は、感染者の療養期間が明けた翌日から5日間の自宅待機が必要となります。
- *注3：濃厚接触者が小児の場合、自宅待機期間は原則5日間となります。2日目と3日目に抗原検査が連続で陰性となることで自宅待機が解除できるのは大人のみです。
- *注4：自宅待機の2日目と3日目に抗原検査をして陰性が連続で確認でき、かつ家族全員の体調に問題がなければ3日目から園児を預けることも可能です。
- *注5：発熱時は必ず受診をしてください。アレルギー性鼻炎や喘息など医師からの診断がついている場合は登園可能です。その際は必ず診断名をメモでお知らせください。
嘔吐や下痢などの胃腸炎症状に関しては自宅待機期間が変わってきます。保健ガイドブックをご参照ください。
- 「園児に体調不良があるとき」以外に該当する場合は全て出席停止扱い（出席扱い）となります。ただし、園児の体調不良でもコロナや他の感染症と診断された場合は出席停止扱いとなりますので、診断がついたら園にお知らせください。
 - 「再登園報告書」は保健ガイドブックとホームページにあります。コピーやダウンロードをしてご利用ください。

<幼稚園において感染者が出た場合における濃厚接触者の特定について>

現在、園で感染者が出た場合に濃厚接触者を特定しておりませんが、お子さまが感染の可能性が高いと思われる場合にはご連絡をいたします。その際は普段以上に体調の観察をお願いします。

同一感染源より5名以上の感染が判明した場合には濃厚接触者の特定を行い、濃厚接触者と特定された方には自宅待機をお願いすることとなります。

今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

コロナ禍における保育施設利用ガイドライン（第6版）

保育施設では、子どもたちの安全に十分配慮して運営していますが、集団感染が発生するリスクを完全に防ぐことはできません。集団で園生活を送るということは、ご自身のお子さんが感染するリスクがあると同時に、他のお子さんを感染させてしまうリスクもありますので、お互いにルールを守ってご利用いただきますようお願いいたします。

1 保育施設利用にあたっての留意事項

- (1) 園児および同居家族の朝夕の検温、体調チェックは必ず行ってください。園児に発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状等の風邪症状が見られる場合は、症状が治まり24時間が経過するまでお預かりできません。また、園児の体調が良好な場合でも、同居家族に風邪症状が見られる場合は登園を控えてください。なお、呼吸器症状が新型コロナウイルス感染症に起因するものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- (2) 保育施設で感染者が確認された場合、濃厚接触者の特定は行いません。感染者を特定できる情報を除いてお知らせをいたしますので、お子さんの体調にご留意願います。登園に関する制限はありませんので、健康状態を観察し、判断いただくようお願いいたします。
- (3) 園児の感染が確認された場合、または濃厚接触者に特定された場合（保育施設以外で園児が感染者と接触した、同居家族の感染が確認されたなど）は、速やかに園に連絡してください。
- (4) 園児が陽性者となり、症状がある場合は発症日を0日目として7日間、無症状の場合は検査日を0日目として7日間が療養期間となります。また濃厚接触者となった場合は、最後に感染者と濃厚接触した日を0日目として5日間が待機期間となります。
- (5) 園児が医師の診断によりPCR検査を受けることとなった場合は、速やかに園に連絡してください。PCR検査で陰性が確認されるまではお預かりすることができません。ただし、保健所から指導があった場合は、そちらを優先します。 さかえ幼稚園では療養期間終了後のPCR検査は必要ありません。
- (6) 園児の同居家族が濃厚接触者に特定された場合や、医師の診断によりPCR検査を受けることとなった場合については、園児が濃厚接触者に特定されなければ登園可能とします。ただし、濃厚接触者に特定された、若しくはPCR検査を受けた同居家族の方による園児の送迎については、指定された待機期間中はご遠慮ください。さかえ幼稚園では自宅待機をお願いしております。
- (7) 園内の過密状態を少しでも軽減するため、保育時間（保育標準時間の場合は午前7時～午後6時、保育短時間の場合は午前8時30分～午後4時30分）にかかわらず、勤務先の出退勤時間に応じた送迎にご協力ください。 預かり保育をご利用の方はご協力をお願いします。

2 情報の共有等

- (1) 「1 保育施設利用にあたっての留意事項」に沿って情報提供いただいた内容は、園と市で情報共有させていただきます。また、園児に兄弟姉妹がいる場合は、必要に応じて、学童クラブ担当、小中学校等へ情報提供する場合がありますのでご承知おきください。
- (2) 園児が新型コロナウイルスに感染した場合は、個人を特定できない形で園の連絡網等により保護者の皆さまへ情報提供します。

3 臨時休園

- (1) 園児及び園職員が5名以上同一の感染源から感染したと疑われる場合は、濃厚接触者の特定、保健所による調査などの対応を行います。その際、施設の消毒や濃厚接触者の特定のため直ちに休園となる場合があります。
- (2) 臨時休園となった場合は、感染拡大のリスクを抑制する観点から他の保育施設での代替保育は実施できませんので、自宅保育等で対応できるようあらかじめご準備くださいますようお願いいたします。
- (3) 市が羽村市社会福祉協議会に委託実施しているファミリー・サポート・センター事業では、サービスを提供する協会員とサービスを受ける利用会員による共助の仕組みとなっており、日時等の条件が合えばお子さんをお預かりすることができます（有料）。
利用にあたっては、事前に利用会員登録が必要となりますので、利用する可能性がある場合は、羽村市社会福祉協議会（電話 042-554-0304）で登録手続きをお願いします（平日のみの受付となりますのでご注意ください。）。詳しくは、市または社会福祉協議会の公式サイトでご確認ください。

4 人権尊重、個人情報保護

感染された方の詮索、園児等への差別や偏見、SNS等でのむやみな情報拡散などが起こらないよう十分ご配慮ください。

5 新型コロナウイルス相談窓口

【平日 午前9時～午後5時】西多摩保健所（0428-22-6141）

【平日・土日・夜間】東京都発熱相談センター（03-5320-4592 または 03-6258-5780）

羽村市から通知されたガイドラインとなります。
さかえ幼稚園独自のお願い事項について
赤字で補足させていただきました。